# 宮崎市と株式会社マーケットエンタープライズとの リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定書

宮崎市(以下「甲」という。)と株式会社マーケットエンタープライズ(以下「乙」という。)は、市民のリユース活動の促進に向け、以下の通り連携と協力に関する協定(以下「本協定」という。)を締結する。

# (目的)

第1条 本協定は、甲及び乙の緊密な連携協力により、それぞれの資源や機能等を活用し、市内のリユース活動を促進することで、市民サービスの向上、廃棄処理量の削減、循環型社会の形成及び SDGs (持続可能な開発目標)の達成に資することを目的とする。

# (連携協力事項)

- 第2条 甲及び乙は、前条に定める目的のため、以下各号の取り組みについて連携協力するものとする。
  - (1) リユース活動を促進するための企画立案に関すること
  - (2) リユース活動を促進するための広報啓発に関すること。
  - (3) その他、リユース活動の促進に関して、甲及び乙で合意した本協定の目的に資する事業に関すること。

# (協議及び報告)

第3条 甲及び乙は、第1条の目的達成に向けた連絡事項に関する協議及び報告を行う。

#### (実績報告等)

第4条 乙は、宮崎市民が乙サービスを利用した実績を甲に報告する。報告の詳細(方法・時期を含む。)については、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

## (青務)

第5条 乙の事業を利用した市民の間でトラブルが発生した場合は、乙の責任のもと誠意をもって問題解決を図るものとし、甲は、一切の責任を負わないものとする。

#### (守秘義務)

- 第6条 乙は、本協定の取り組みを実施する上で知得した市民の個人情報について、 以下各号を遵守しなければならない。
  - (1) 個人情報の保管及び管理について、漏えい、き損及び改ざんを防止すること。
  - (2) 乙サービス上で市民に役務を提供する者に対し、当該役務を遂行する過程で知得した個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないこと等、個人情報の保護に関して必要な事項を遵守させること。
  - (3) 本条に違反する事態が生じ、若しくは生じるおそれがあることを知ったとき、 又は個人情報の取扱いに関し苦情等があったときは、直ちに甲に報告すること。

# (本協定の見直し)

第7条 甲は乙から、本協定の内容について変更の申し出があった場合、その都度協議 の上、書面により必要な変更を行うものとする。 (有効期間及び更新)

- 第8条 本協定の有効期間は、締結日から令和6年3月31日までとする。但し、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙から書面による特段の申し出がないときは、本協定の有効期間は、1年間延長されるものとし、以降、この例によるものとする。
- 2 甲又は乙は、前項の定めに関わらず、30日前までに書面をもって通知することにより、いつでも本協定書を終了させることができる。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

令和 6年 1月26日

甲:宮崎県宮崎市橘通西一丁目1番1号 宮崎市 宮崎市長 清山 知憲

乙:東京都中央区京橋 3-6-18 東京建物京橋ビル 3F 株式会社マーケットエンタープライズ 代表取締役社長 小林 泰士